

九州両生爬虫類研究会会則

(名称)

第1条 本会は九州両生爬虫類研究会 (Kyushu Herpetological Society) と称する。

(理念・目的)

第2条 本会は自然科学的な合理性・客観性・妥当性に則ったベースのもとで自然を正しく認識・理解することを理念とする。

第3条 本会は次のことを目的とする。

- (1) 九州の両生類・爬虫類の情報を集め、記録・発表することで九州内の情報交換を行う。
- (2) 急速に失われつつある自然環境の保護・啓発に努める。
- (3) 両生類・爬虫類の調査・研究について地域の核となる人材を育てる場とし、人的ネットワークを構築する機会を提供する。

第4条 本会は上記の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 年1回大会を開き、講演会・研究発表会等を開催。
- (2) 原則として年1回の会誌の発行。
- (3) 九州の両生類・爬虫類に関する資料・情報の収集、整理ならびに会員への提供。
- (4) その他本会の目的に寄与と思われる諸活動。

(会員)

第5条 会員は個人会員と家族会員（個人会員とその家族）とする。会員は本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納めたものとする。九州内外を問わず入会できるものとする。本会の名誉を著しく損なったものは会員としての資格を失うことがある。

第6条 会員は会誌の配布を受け、本会の事業に参加できる。

(役員)

第7条 本会に次の役員をおく。

会長（1名）、副会長（1名）、運営委員（9名）、事務局長（1名）、会計監査（1名）、編集委員（若干名）、事務局員（若干名）。

会長、副会長、運営委員、事務局長の任期は2年とし再任を妨げない。監査は1年毎に運営委員の持ち回りとする。役員は運営委員会で会員の中から推薦し、総会で承認する。事務局長は運営委員を兼ねることができる。ただし、編集委員と事務局員は運営委員会において会員の中から選出し、会長が委嘱する。

第8条 運営委員会は会長・運営委員をもって構成する。

(総会)

第9条 本会は原則として毎年1回総会を開く。総会の決議は出席会員の過半数が賛成した場合に成立する。

(会費)

第10条 会費は個人会員は年額3,000円、家族会員は年額4,000円とし、前年中に納入するものとする。未納者には会誌の配布、その他の連絡を停止し、滞納1年以上を超えるとときは会員としての資格を失う。

第11条 会計年は毎年1月1日より12月31日までとする。

(会則の変更)

第12条 会則の変更は総会の承認を必要とする。

付則

- 1) 会則の発効を平成21年6月20日とする。
- 2) 事務局の所在地をもって本会の所在地とする。
- 3) 平成23年2月12日一部改訂。平成24年2月11日一部改訂。平成26年2月15日一部改訂。